

## 現状・改正趣旨

- 「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」により、貸自転車業を営む者は、その旨町長に届け出る必要がある。（善良なる風俗を維持するための要綱第15）
- 貸自転車業を営む者は、利用者に対し、推奨コースを走行すること、交通法規を守ること、適した服装とすること等を遵守させなければならない。（善良なる風俗を維持するための要綱第17）
- 貸自転車業を営む者に係る規定は、時代の変化に即したものとする必要がある。（基本方針第3）

## 改正概要

### 【軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱一部抜粋】

現行

- 第15 貸自転車を行う者（営業を目的としない者を含む。以下「貸出者」という。）は貸自転車事業届出書、貸自転車事業（支店・出張店）届出書により町長に届け出なければならないものとする。
- 第16 貸出者は、交通安全を確実に推進するため、常に貸出し車両の整備に努めなければならないものとする。
- 第17 貸出者は、利用する者に対し、貸自転車の遵守事項（別記第2）に掲げる事項を遵守させなければならないものとする。

### 別記第2（第17関係） 貸自転車の遵守事項

- 1 自転車専用道路及び関係機関が推奨するコースを走行すること。
- 2 常に交通安全を認識し、交通法規を守ること。
- 3 自転車は身体に合ったもので、これに適した服装とすること。
- 4 急坂路や混雑する場所は下車し、下り坂、砂利道は減速する等走行には十分注意すること。
- 5 初心者は、貸出者の指導を受けてから道路に乗り出すこと。



改正

削除